【2023 改正点 1】 相隣関係 1 ≪#848≫

竹木の枝の切除及び根の切取り（民法 233 条）

この知識は、改正前からたびたび訊かれている知識です。できるだけ細かいところまで覚えておきましょう。

1　土地の所有者は、隣地の竹木の**枝**が境界線を越えるときは、**その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。**

2　前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、**各共有者**は、その枝を切り取ることができる。 ⇒ 保存行為として

3　第 1 項の場合において、**次に掲げるとき**は、**土地の所有者**は、**その枝を切り取ることができる。**

一　**竹木の所有者に枝を切除するよう催告した**にもかかわらず、**竹木の所有者が相当の期間内に切除しない**とき。

二　**竹木の所有者を知ることができず**、又は**その所在を知ることができない**とき。

三　**急迫の事情がある**とき。

4　隣地の竹木の**根**が境界線を越えるときは、**その根を切り取ることができる。**

まとめポイント

竹木の枝の切除及び根の切取り

枝が越える	
原則	竹木の所有者に、枝を切除させることができる
例外	下記の場合、土地の所有者が、枝を切り取ることができる ①催告 ⇒ 竹木の所有者が、相当の期間内に切除しない ②竹木の所有者又は、その所在を知ることができない ③急迫の事情 ※ このとき、必要な範囲内で、隣地を使用することができる

根が越える	土地の所有者が、根を切り取ることができる

【渋谷会　おすすめ講座】

令和 5 年版「宅建これだけで合格セット」

インプット編（宅建基幹講座）＆アウトプット編（演習講座）

https://shibuyakai.com/takken/2022_01.html

佐伯講師担当のワンパッケージでしっかりと合格まで見据えた総合的な講座

￥49,940-（税込）～

複製・頒布を禁じます